

川口市監査公表第 14-2 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された住民監査請求の監査結果について、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 28 年 6 月 17 日

川口市監査委員 三 澤 欣 一
同 星 野 隆 男

川 監 発 第 27 号
平成 28 年 6 月 17 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市監査委員 三 澤 欣 一
同 星 野 隆 男

住民監査請求監査結果に伴う必要な措置について（勧告）

平成 28 年 4 月 19 日付で提出された川口市議会政務活動費に関する住民監査請求について監査した結果、請求に一部理由があると認められたので、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じるよう勧告する。

なお、本勧告に基づき、必要な措置を講じた場合は、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、その旨を監査委員に直ちに通知されたい。

記

1 監査の対象

会派（自由民主党、公明党、共産党）及び議員 44 名に対し、川口市長（以下（「市長」という。）が交付した平成 25 年度川口市議会政務活動費の違法、不当な支出

2 判断

別添「川監収第 15 号 平成 28 年 6 月 17 日付、住民監査請求に係る結果について（通知）」の監査結果の「第 3 監査の結果」の「2 判断等」のとおりである。

3 必要な措置

市長は、富沢太志議員に対して、本件政務活動費のうち、過払いとなる金額相当額 1,080,000 円を本勧告の日から平成 28 年 7 月 19 日までに返還を命ずるなどの措置を講ずること。